

「一類感染症への行政対応の手引き」の作成について

2019年3月6日

健康局結核感染症課

○作成の経緯（2018年9月12日一類感染症に関する検討会と同様の内容）

- ・ペストは、アフリカ、アジア、アメリカ大陸の山岳地帯を中心に例年発生がみられる感染症であるが、平成29年10月以降、マダガスカル共和国の都心部を含む複数の地域において肺ペストの流行が報告され、流行が終息するまでに、死亡例221例を含む計2,575名の患者が報告された。
- ・近隣国である中国も、ペストの発生地域であり、人的・物的交流の活発化に伴い、今後我が国においてもペストが発生する可能性は否定できない。そのため、国内で、ペストの患者が発生した場合に備え、迅速かつ円滑な対応を行うことができるよう、既存の「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」にペストの記載を追加し、「一類感染症への行政対応の手引き」を作成することとした。

○「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き(第2版)」(平成29年6月作成)からの
主な追加点

1. 新たにペストの記載及び対応の流れについて追記した。

- ・ウイルス性出血熱：ウイルス(一種病原体:BSL4)
- ・ペスト：細菌(二種病原体:BSL3)

⇒国内で検査できる施設が異なるため、検疫時及び国内発生時の対応の流れについてのフローチャートを作成した。

2. 新たにペストに関する感染予防策について追記した。

- ・ウイルス性出血熱：カバーオール(露出する肌を全て隠す)が推奨される。
- ・ペスト：患者が肺ペストであることが否定できない場合は、ガウン、ゴーグル、手袋に加え、N-95マスクを用いる。
患者が腺ペストであることが否定できない場合は、ガウン、ゴーグル、手袋に加え、サージカルマスクを用いる。
適切な抗菌薬が開始されて48-72時間経過している場合は状況に応じた標準予防策で対応。

3. 新たにペストに関する治療薬・予防投与について追記した。

- ・ウイルス性出血熱：効果の確立した治療薬と予防薬がない。
- ・ペスト：効果の確立した治療薬や予防薬がある。

⇒ペストの治療に関する記載を追加するほか、ペスト患者と接触する者に対する予防内服の必要性などの項目を追加した。